

近代の四国遍路と「癩」・病者 —— 愛媛県における統計的研究 ——

関根 隆司

はじめに

四国遍路が語られる中で必ずと言ってよいほど取り上げられるのが、遍路として歩いた病者、とくに業病として忌み、恐れられた「癩」＝ハンセン病の患者である。ハンセン病が業病、あるいは不治の病と恐れられた時代、多くの患者がその治癒を願い、あるいは地域社会の目を逃れるために四国を遍路として歩いた。またその多くは死に場所を求めてする、「死出の旅」でもあった。

彼らは四国遍路の影の部分、遍路の暗い側面を構成するものとして言及されることが常であった。しかし、彼らが四国遍路における悲劇として多く語られながら、それが実証的な歴史の中にきちんと位置づけられる機会は少なかった。管見で言えば、そうした研究はまだない⁽¹⁾。本稿は四国遍路における病者、とくにハンセン病患者についての実証的研究を試みるものである。

まず本稿で課題とするのが、四国遍路における数の問題である。四国遍路＝ハンセン病患者とさえも言われた過度な言説⁽²⁾の中、遍路にどの程度のハンセン病患者がいたのか。彼らの数をめぐる先行研究はない。これについて新聞の死亡記事および行旅死亡人公告など、確認できる限りを抽出してみたい。

本稿は四国4県にまたがる四国遍路の中でも愛媛県を対象とする⁽³⁾。愛媛県を選んだのは、『海南新聞』『愛媛新報』という明治期からの比較的長期にわたる新聞資料が複数利用できることによる。昭和期には後発の『伊予新報』『南予時事新聞』に加えて、『大阪朝日新聞』『大阪毎日新聞』などの全国紙地方版も資料として幅広く利用でき、愛媛県が高知県とならび四国4県の中でも比較的広い領域を有することも、数多くの資料を収集する上で有利と考えられる。

時期は明治初期から1945年の敗戦までの、いわゆる日本近代とされる時代を対象とする。四国遍路におけるハンセン病患者はそれ以前の近世においても見られるが、1907年の法律「癩予防ニ関スル件」以降のハンセン病患者取締り、そして強制収容という患者にとっての社会的激変が訪れたのはこの近代という時代である。そして、放浪するハンセン病患者が見られたのもこの近代という時代を最後とする、というのが大方の見方でもある。

このことから、本稿では、それまで言い伝え、伝承という専ら民俗学的な扱いで語られるに止まってきた、四国で遍路をしたハンセン病患者について、歴史学の分野からの実証的研究を試みたい。本稿の目的を限定的に表現するならば、四国遍路における愛媛県の近代「癩遍路」⁽⁴⁾についての歴史学的研究である。

一 遍路に斃れた病者たち —— 遍路死者と遍路者数

遍路の数については既にいくつかの研究がある。近世前期から四国遍路は高まりを見せ、近世中期に最も多くの人が遍路をしたとされている。明治に入り、廃仏毀釈の中、四国遍路は衰微し、その後、明治中期から大正期へと再び盛り上がりを見せ、昭和の戦争の深まりの中で衰えていったと推測するのが、これまでの四国遍路研究の一般的見解である。

遍路とは本来、全国から四国にやって来てひとつ所に止まることなく札所を通過し、結願^{けつがん}の後、それぞれの出発地へ帰っていく存在である。厳密な定点観測を継続的に行わない限り、その正確な数は掴めない。ましてその正確な歴史的推移など把握は不可能である。本稿では遍路の半ばに四国の地で斃れた遍路死を主な対象とする。これは、移動する存在である遍路を「動態」としてより、むしろ斃れて止まらざるを得なかった「停態」として捉えるものである⁶⁾。本稿のもととなる数多の遍路死の事例のいくつかをとりあげておきたい。

- 遍路の倒死 姓名不詳年齢六十七八年位なる遍路体の男癩病のため全身衰弱したるが一昨日午後三時頃松山市に属する石手川の堤防墓地内に於て死し居たるより松山警察署に於ては成規の如く取扱たるが全人は金三銭一厘と温泉郡道後村大字祝谷池田と記しある笠一個を携帯し居たりと

(『愛媛新報』1903年9月10日、第3面)

この遍路死については、半月後の行旅死亡人公告に「四国遍路体」として掲載された(『愛媛新報』1903年9月26日、第4面)。その公告に「癩」の病名は記されていない。

- 死(中略) ▲十九日周桑郡小松町大字南川香園寺の通夜堂に住所氏名不詳年齢廿六七位なる女の癩病患者が倒死せり▲ (後略)

(『愛媛新報』1909年9月23日、第3面)

これは、四国第61番札所^{こうおんじ}の香園寺の通夜堂で果てたハンセン病患者の倒死記事である。次にあげるのは、後日公告された同一人物の行旅死亡人公告である。

本籍及住所氏名不詳ノ女

推測年齢二十六七

人相 身長五尺色青白眉薄シ口左へ曲ム顔稍丸シ肉瘦左足全部腫身體諸々腐敗其他

特徴ナシ

着衣 ママ 紺と色豎縞単紅色木綿腰巻木綿浅黄腰付紅木綿襦袢遍路杖一本

右ノ者本月十九日本町大字南川香園寺ニ於テ倒死致居候ニ付成規ノ仮埋葬ニナシタリ
心当リノ者ハ当役場へ申出ベシ

明治四十二年九月廿八日

愛媛県^{しゅうそう}周桑郡小松町役場

(『海南新聞』1909年9月30日, 第6面)

この行倒人は、記事にもあるように札所寺院で亡くなっていることから遍路であると推測できるが、この公告に「遍路杖」の所持が見えるため、遍路であったことはほぼ間違いない。このように、記事と公告を組み合わせることで、倒死者についてより確かな身の上を知ることができる。しかしこの公告でも、記事とは異なり、倒死者が「癩」をわずらっていたことは記されていない。次にあげるのは自死した病遍路である。

● 遍路の縊死 岐阜県養老郡広幡村細川立家(四十二位^{くらい})は癩病に罹り四国巡拝中
去十九日南宇和郡内海村大字柏にて並木にかかりて死亡し居たりと

(『海南新聞』1909年5月25日, 第3面)

そして最後にあげるのは、身元が確認できない遍路死の例である。

原籍氏名不詳

自称長野県下水巾〔下水内〕^{ママ しもみのち}郡太田村

畠山学之助(四十年)

一身幹四尺九寸位

一顔小ニシテ丸キ方

一鼻小ニシテ稍低キ方

一眼耳ハ通常

一眉病氣ノ為メ更ニナシ

一特徴癩病患者

右ハ四国順拝中本年十月廿日本村ニ於テ病氣ニ罹リ行旅病者トシテ取扱全年十一月十一日死亡ノ処全人生存中原籍ニ向ケ再三照会ノ結果在籍者ニアラザルコト判明セシヲ以テ本村字寺ノ東共葬墓地へ仮埋葬取計置候條心当リノモノハ当役場へ申出テラルベシ

明治四十年十二月五日

愛媛県^{にい いずみがわ}新居郡泉川村役場

(『愛媛新報』1907年12月8日, 第4面)

この遍路は生存中姓名、出身地などを「自称」していたが、再三の「照会ノ結果在籍者ニアラ」ずとの回答を得ている。身元が明らかでないからこそ行旅死亡人公告がなされるわけだが、この遍路はハンセン病患者であったため、身元を偽っていたとも考えられる。遍路死を数える多くの資料に行旅死亡人公告が摘出されるが、そこで姓名が知れても、大抵が照会の結果「無籍」との回答を得るものばかりである⁶⁾。

これまでの四国遍路の研究において、その陰の側面として遍路死がとりあげられることはあったが、その具体例とあわせて総体を見つめるということはほとんどされてこなかったのではないか。本稿はあくまで四国遍路の陰の一側面を扱うにすぎないが、その全体像をとらえていくための試みでもある。

〔表1〕は明治から昭和の敗戦にかけて、つまり日本近代の愛媛県域で発行された新聞各紙に見る遍路死者数を年毎に一覧にしたものである⁷⁾。主要な媒体として、1878年創刊の『海南新聞』（創刊当初は『本県御用 愛媛新聞』）、1888年創刊の『愛媛新報』（同じく『予讃新報』）があり、大正の末からは『伊予新報』『南予時事新聞』、および全国紙の地方進出としての『大阪朝日新聞』地方版などを材料とした。発行期間の一部しか利用できなかったその他各紙に見える遍路死も加えて合計すると、1868年から1945年までの約70年間に計745人の遍路死が確認できる。なおこの遍路死については、死亡記事または紙面の行旅死亡人公告において「遍路」ないし「遍路体」と明記されている者、および所持品から遍路であることが証拠付けられる「札挟」「納経（帳）」を所持している者のみに限定して、彼らを遍路として扱った。つまり遍路であることが記載されなかったり、死亡公告に所持品が省略されていたりする場合は当然ここには含まれていない。あくまで記事・公告において確実に遍路であることが確認できた者を遍路死者として、年別に示したものである。そして、この745人とは、各新聞媒体の記事および行旅死亡人公告にあらわれた遍路の延べ人数903人から同一人物の重複を取り除いた人数である。

〔図1〕はその変遷を示したものである。まず1885年の24人を頂点にその前後、1884年から1892年にかけてひとつの山ができていく。この9年間では1887年に6人と激減しているのを除き、毎年10人前後の遍路死が確認できる。次が1903年の32人を頂点に、以降1917年にかけての15年間に二つ目の山が見られる。この山もまた、1910、11年の2年間に激減するものの、その前期には年に20人前後、後期には年に10人を超える遍路死が見られる。そして昭和に入ると、1935年を頂点にはさむ1928年から1939年までの12年間に三つ目の山を見ることが出来る。しかし、この遍路死者数の推移が全体としての遍路数を反映しているかを考えると、必ずしもそうだとは言いがたい⁸⁾。

先行研究によれば、近代の四国遍路は明治初期の廃仏毀釈や各県の遍路排斥政策のため、近世の盛行と比較して一時停滞を見る。その後社会の安定と近代化とともに回復を見せ始め、1880年代つまり明治中期以降再び盛んになり、概ね1920年前後の大正期に最も多くの遍路がいたと考えられている。その後、昭和の戦時体制下、戦局の悪化や国民生活の疲

弊と合わせて遍路は減少し、壊滅に近い状態となっていく。

具体的な遍路者数としては、これまでの刊行物に次のような数値が出されている。阿波の札所・立江寺の前官の話として、1892年ごろ、春の最盛期は日に500人の遍路があったとされ、大正時代には讃岐の札所・道隆寺の住職の話として、一日に1,000人近い遍路の納経料収入があったという⁽⁹⁾。相原熊太郎(1883-1979)は1927年に、最盛期の10日間程度の話として「五百も七百も」という人数を語っている⁽¹⁰⁾。また、橋本徹馬(1890-1990)は1941年の遍路の体験で、近年の四国遍路者の数は「一年平均五万人」という数を聞いている⁽¹¹⁾。

そのほかにも、遍路の増減にかかわる当時の新聞記事を見ていこう。1890年の徳島県では(同年の経済恐慌の影響だろうか)遍路が少なかった(『海南新聞』1890年4月20日、第3面)。1902年、愛媛県の道後は「四国遍路多く湯之町止宿人倍々増加し多き日は百八十名内外の新宿泊人あり」として近隣の繁華街・松が枝町の好況ともに報じられたが(『海南新聞』1902年4月15日、第4面)、翌々年の1904年には遍路の減少著しく「平年の三分の一」にまで減っている(『海南新聞』1904年5月14日、第3面)。これは明らかに日露戦争の影響によるものである。その2年後の1906年には、「本年は戦後の年とて遍路の数も平年より多」かった(『海南新聞』1906年5月10日、第4面)とし、道後は「近年稀なる好況」(『海南新聞』同年4月5日、第3面)であり、「俄かに増加」した遍路に不良者の徘徊少なくなり、住民が警戒心(『愛媛新報』同年3月23日、第4面)を抱くまでに回復していた。

その後も、1909年北宇和郡丸穂村(現宇和島市)の札所龍光院(奥の院)の調べとして、6月4日までに「三万人」「一日に多きは三、四百人」「この頃にては六、七〇人」という数値が報告されている(『愛媛新報』1909年6月11日、第3面)。同年4月には三島町で「遍路の通行者夥しく」雑踏する様子が見られたという(『海南新聞』同年4月11日、第2面)。1914年には西条町で遍路数の落ち込みを報ずる中に、例年ならば日に1,000人と報じ(『愛媛新報』1914年5月15日夕刊、第3面)、1918年に石手寺では一日500人(『愛媛新報』1918年4月23日、第3面)を数えている。また1930年には石手寺での遍路数の落ち込みに「例年四五百の納経」が「本年はずっと減少」、道後の木賃宿主は「四割方減少」と語っている(『海南新聞』1930年4月8日夕刊、第2面)。

昭和の戦時下の遍路者数については星野英紀(1943年生)の研究がある⁽¹²⁾。星野は、愛媛県上浮穴郡久万町畑野川の遍路宿大黒屋の宿泊者として、1935年2,097人、36年2,061人、37年1,772人、38年1,646人、(39、40年欠)、41年1,080人、42年807人、43年712人の計10,175人(9年間で7年分)を抽出して、その属性を詳しく分析している。ここからは、遍路者数が1936年以降年々漸減して、欠落の39、40年を経て急激に減少していたことが読み取れる。戦時下の遍路の全体数は把握できないまでも、戦時体制が深まる中で遍路が「九年間で実に三分の一に減少」の一途をたどっていた。更にその後、太平洋戦争末期の数年を早坂暁(1929年生)は、四国遍路が始まって以来初めて「遍路が途絶えた」と

表現している⁽¹³⁾。

二 癩遍路倒死者

遍路死の中には、どのくらいの数の病者がいたのだろうか。得られた資料の中から、分かる限りを抽出してみよう。

[表1]の作成で把握した遍路死745人のうち、その死の様態を見ていくと、倒死586人、自死93人、事故死50人、殺害6人、変死6人、死(判別は難しいが自死であることが予想される)4人と分けられる。

倒死者は圧倒的にその多くを病死が占めた。その一方で無視できぬ数にのぼるのが、自死の多さである([表1]を参照)。従来の遍路死の語りの中で、病に倒れる病遍路の存在が数多く言われてきた。そのことに誤りはない。しかし、その病苦に堪えきれず自ら命を絶った遍路も相当数に上ったことは特筆されてよい。その多くが縊死であった(64人。次いで入水・投身の溺死は14人)。ここに数えた遍路死者数からは外れるが、遍路が自死を試み保護された例も9人認めることができた。

しかし、ここで遍路中の病死者の直接の死因を見ることは、わたくしの関心でない。遍路とは壮健な者にとってすら過酷で、疲弊し、その途中で病を得て病死することもおかしくない困難な旅であるからだ。むしろ、わたくしの関心は、その苦行とも言える旅に出発した元からの病者、つまり慢性的な疾患を抱えて遍路の旅に出た病遍路にある。「病死」に限定しないすべての遍路死745人中、何らかの慢性的疾患あるいは困難な持病を抱えていたと認められる遍路は253名いた。そのうち、具体的な病名を知ることができたのは212名である。その病名を摘記したのが[表2]である。その中で圧倒的多数を占めたのが「癩」＝ハンセン病(87人)である。次いで肺結核(25人)、梅毒(22人)、胃腸病(17人)と続く⁽¹⁴⁾。ほか特徴的なものでは、失眠・眼病を含む盲目が9名、「精神異常」とされる精神病患者が8名、「その他」の項目で聾啞者が2名(それぞれ1人)。そして、何らかの「病気」、「持病」そして遍路出立の理由とされる「病身」を合わせると35名。この253名には含まなかったが、「躰」^{いざり}ほか身体不随者も数多く見られる。病者ではないが妊婦も2名見られた。これらはあくまで新聞に報じられたのみ的人数である。報じられなかった遍路死、報じられたにせよその疾病が閑却された例も少なくないはずである。これらの人数は、そうした見えない多数の遍路死を背景にあらわれたごく一部であることを銘記しながらも、無視できぬ結果が改めて認められる。それは、四国遍路と「癩」＝ハンセン病とのあまりに明らかな親和性である⁽¹⁵⁾。

病遍路を病気別に見ても、ハンセン病患者が最も多数を占めることがわかる。これによって、従来の言説、言い伝え通り、遍路する病者の中に多くのハンセン病患者がいたことを統計の上からも明らかにすることができる。その遍路死者のうち、ハンセン病患者の遍

路死者「癩遍路」死を図示したのが [図2] である。図2では、さきの [図1] と比べても、三つの山について凡その相似が見られる。しかし抽出資料の上で留意すべき点がある。それは、資料とした新聞に見える死亡記録の「記事」と「公告」との別だ。明治中期 (1890年代) までの遍路死の記録は、その多くが行旅死亡人公告によるものだ。ひとつ目の山 (1884-92年) は、そのほとんどが行旅死亡人公告に基づくものである ([表1] を参照)。行旅死亡人公告は死亡者の身元照会を目的とするもので、氏名 (わかれば)、年齢、性別、身長、身体的特徴、衣類、持ち物、死亡日時、場所、状況など個人を特定するための情報を公示するに止まり、必ずしもその全てに死因、病名などが付されているわけではない。この時期に抽出された遍路死からは、相当数の病遍路が漏れていると思われる。逆に行旅死の新聞報道は読者の興味を前提とすることから、死因、病名、死に至る経緯などが詳細に書き込まれることが多い。

よって、このひとつ目の山をなす時期の資料からは、相当数のハンセン病患者が欠落している可能性がある。そのことから、1885年前後のひとつ目の山は、[図1] と [図2] の間に、より近い相似が本来得られたであろうと、わたくしは予想している。しかし、現段階ではそれは予想に止まり、論証にはこの時期のより広範かつ精緻な資料を必要とするだろう。つづく第二、第三の山は主に新聞記事の死亡記録に基づくものである。とするならば、[図1] の遍路死と [図2] の癩遍路死との二つの図を見比べる中で明らかな違いとなつてあらわれるのが、1935年を頂点とする第三の山の明らかな差異である。1920-30年代、癩遍路死は遍路死全体の増加に比較して明らかな減少を見せている。

わたくしはこれを、1907年の法律「癩予防ニ関スル件」で具体化し1931年の「癩予防法」で完成したハンセン病隔離政策に基づく、癩遍路狩りの明らかな「成果」だと考える。これについては別稿を準備している。

三 明治前期の遍路取締 ― 論説「遍路拒斥すべし」前後の乞食放逐

明治維新後の廃藩置県の断行後、その県も合併分割を重ね、県治の基盤も未だ整われぬ中、早くも遍路取締の法令が各県から出されている。それらは1872-74年にかけて最も頻繁に発せられた。内容は遍路体の乞食を追放すること、および布施を禁止することで、旧藩以来の遍路排斥とその趣旨は変わらない。しかし、この禁令は、遍路乞食の宿泊、布施などを禁ずるものであり、その便宜を図った者に対して遍路を原籍地へ送還する費用の負担、また無籍者であった場合その家に「附籍」を命ずるなどの罰則を設けることで、禁令の徹底を求めるものであった⁽¹⁶⁾。

これらの法令は、新政府の文明化政策の一環として、野蛮・旧習の払拭と、県内浮浪者の一掃を狙ったものである。また、それだけでなく、当時の県財政は学校建設などで県民に大きな負担を強いており、遍路への接待という冗費を許さぬ時代背景もまた、それを要

請したことが指摘されている⁽¹⁷⁾。この時期、遍路はあくまで乞食をする浮浪者として排斥されるに止まった。しかし同一の趣旨の法令が繰り返し出されたことから、大きな成果は見られなかったとするのが大方の見方である⁽¹⁸⁾。

明治初めの各県当局による取締り以来、再び強い遍路排斥の動きが見られるのが、1886年に盛り上がりを見せた各村落での乞食放逐である。この時期の乞食放逐については既に言及されているところが多い。その著しいものが、1886年5月9・11・12日の3回にわたって『土陽新聞』に掲載された論説「遍路拒斥すべし^{きつがい}乞丐逐攘すべし」である⁽¹⁹⁾。

その論旨は概ね次のようにまとめられる。まず遍路の害として「悪病の蔓延」という衛生面、「凶悪の行を為す者あり」とする治安面、そして「行倒れ」処置の経済面である。その対策として、①「遍路乞丐に対しては何物をも恵与せざること」、②遍路をやめるよう説得、③他県警察との「警部長会議などにて協議」しての協力体制、④乞食行為を禁止する法律制定の四つを提案している。ここには、それ以前の近世から明治初期までの遍路取締りとの違いとして、衛生思想に基づく遍路排斥がある。これには、かつて全国を震撼させたコレラの流行が記憶にあるだろう（愛媛県では1879年3月に大流行した）⁽²⁰⁾。しかしそれだけでなく、事実として遍路に病者が多かったことは当然意識されたと思われる。そして遍路をやめさせようとする論理において、論説の筆者が「公然の道路を往来するは人の自由」であることに留意し、乞食禁止を国法に求めた点などは、広く民間に自由民権思想を経ていたが故の主張と言えらるだろう。

この論説以降、各地で乞食放逐が行われたとするのが従来の研究である。しかし、その論説以前から乞食放逐は各村で始まっており、愛媛県においては既に乞食放逐規約を定める村もあらわれていた。

そのさきがけと見えるのが、1885年5月の上浮穴郡^{しながわ}仕七川村である。村で大規模な乞食放逐処分を行ったとされ、その折の郡内乞食放逐数は数百と記録されている⁽²¹⁾。同年8月30日には北宇和郡吉田村が乞食防御をしたとある（『海南新聞』1885年8月30日、第2面）。その吉田村は、翌1886年4月9日にも乞食駆除を行っている（『海南新聞』1886年4月9日、第2面）。また、その同じ月、越智郡宮之浦分署19ヶ村が乞食放逐の協議を行い、8ヶ条の規約を作成している（『海南新聞』同年4月23日、第2面）。同月20日には、東宇和郡乙部連合村も9ヶ条からなる乞食放逐規約を作成している（『海南新聞』同年5月2日、第3面）。論説「遍路拒斥すべし乞丐逐攘すべし」以前に、新聞紙面で報じられただけでも、愛媛県において少なくともこれだけの動きがあった。

『土陽新聞』論説以後、遍路排斥は県内外各所で勢いを増して行われ、乞食放逐規約もその後の一年間に次々につくられた。5月、周桑郡^{しゅうそう しんやしき}新屋敷村ほか2ヶ村の乞食放逐令（『海南新聞』同年5月20日、第3面）、南宇和郡^{うらうみ}内海浦・柏村の「乞食施与取締規約」⁽²²⁾、9月にも久米郡西岡村で乞食追放規程（『海南新聞』同年9月2-5日、2日のみ第2面、3日以降は第3面）が結ばれている。また県村^{あがた}（現今治市）でも（年月は不明ながら他村のそれと同趣旨であること

からおそらく同時期のものであろう)、遍路乞食排斥の決議が行われている⁽²³⁾。その苛烈さは、遍路乞食の「救助方を願出るもの多きよし」と報じられ(『海南新聞』同年5月25日、第2面)、さきの内海浦・柏村の乞食取締り規則も、制定からわずか6日後にして緩和的示達を出さざるを得なかったほどである⁽²⁴⁾。

過去に愛媛県の自由民権運動が隣県高知の影響を大きく受けていた⁽²⁵⁾ことから、当然『土陽新聞』論説としての遍路排斥論が、この愛媛県の遍路排斥に及ぼした影響は大きかったと思われる。しかしそれ以上に、県内の民権運動でつくられた自治意識が、自発的な遍路排斥や村独自の規約として先行したのではないだろうか。またそうした意識の受け皿があったからこそ、この論説に呼応するように激しい遍路排斥が展開されたのではないだろうか。

この時期とは、まさに[図1]に見る遍路死者数の増減を描いた山の第一のピークにあたる(1885年・24人、86年・21人)。遍路排斥・乞食放逐は、それからほぼ継続して行われている。しかし、遍路乞食への恵与・宿泊便宜の罰を村レベルで定めた規約がこれほどまでに簇出する状態は、後にも先にもこの時をおいて外には見られない。放浪する、主に接待という道行きの恵みを命綱とする遍路にとっては、生命すら脅かされた時代だったと思われる。激増した遍路死と、同時期に展開された遍路排斥・乞食放逐は無関係ではないだろう。

またこの時期の遍路取締りは、あくまで浮浪の徒としての取締りであり排斥であった。「癩」＝ハンセン病が問題視され、つよい衛生的観念からの遍路狩り(患者狩り)が行われるようになるのは20世紀に入ってからのことになる⁽²⁶⁾。1886年の新聞論説「遍路拒斥すべし」前後の遍路取締りにはそのような特徴があった。

四 歩きつづける遍路 —— 病遍路の生

「癩遍路」だけでなく多くの病遍路は、その死に場所を求めて遍路に出、死ぬまで遍路を続けたと語られる。その最期として残されたのが、第一節に見たような遍路倒死記録である。その道行きが示されたものを見ることはほとんどない。新聞の遍路行倒れ記事には、倒死記事となれば多くの保護された記録が見られる。倒死記事ですら実際の倒死数の断片とすれば、保護を伝える記事は更にその断片とも言えるものとなるだろう。管見の限りでは、「癩遍路」の中に同一人物が複数回その動向を報じられた例はなかった。その他の遍路一般の例でもそれは非常に少ない。その限られた断片から、遍路の途中で斃れ、病みながらに歩き続けた遍路を見てみる。

行倒れの父を 幼児の可憐な介抱 猛烈なモヒ中患者 二十五日午後十時ごろ、松山市二番町堀内席前で一人の男が行倒れ幼児が父の看護につとめてゐる可愛そうな有様

に人々の涙を誘ったが右は自称京都市三條花町ペンキ職人大隅市之助（四〇）といふもので猛烈なモヒ中毒患者であるが長女キミ子（五つ）を伴ひ流浪の旅を続けてゐるうちに懐中無一文となり前記の場所で行倒れたものと判明、守屋医師でモヒ注射を施し行旅病人として市役所に引渡すと、もに目下原籍地に照会中

（『海南新聞』1929年6月27日、第2面）

ここでは遍路とは書かれていない。同日『大阪朝日新聞』にも「女兒つれて行倒れ モヒ患者が」の見出しで同人「モヒ患者で東京生まれのペンキ職人大隅市之助（四十）および同人の娘きみ子（五つ）」保護の記事が掲載されている。ところが彼は7月にも再び行き倒れている。

遍路の行倒れ 丸亀市の路上で 京都市本所区花町大隅市之助（四十二）は娘君子（八）をつれ、四国霊場巡拝中、十六日午後十時ごろ丸亀市西平山町路上で行倒れてゐるのを附近の者が救助丸亀署へ届け出たので救護所へ収容したが同人は鉛毒に罹つており十四日には善通寺町でも同様行倒れたことがあると

（『大阪朝日新聞』香川愛媛版、1929年7月19日、第9面）

この父子は6月25日に松山市街で保護された後、再び旅を続けたのであろう。モルヒネ中毒あるいは鉛中毒に苦しみ、翌7月の14日には善通寺で、16日には丸亀で続けて保護を受けていた。この記事では「遍路」「四国霊場巡拝中」とあり、足跡からも遍路であることは明らかである。この人物は、翌年もまたその保護が報じられる。

行倒れに集る 村人達の情 籍京都市中京区河原町大隅市之助（四三）は長女キミ子（七つ）を連れて四国巡拝の途五日午後十一時喜多郡大洲町にたどり着き同町〔中〕町二丁目稻生自転車店前ま〇来かゝると持病の鉛毒〇路上に打倒れたので附近の者が介抱してゐたが、この事を聞いた同町清水内科医師は直ちに現場に走つて^{ママ}応急手当として注射三本を施し行旅病人として大洲町役場へ引渡した

（『海南新聞』1930年6月7日、第2面）

彼らは昨年札所を全て打ち終えて結願の後、一度は帰郷したのだろうか。それともそのまま遍路の旅を続けたのか。しかし、翌年もまた遍路として娘を伴ひ「四国巡拝」の旅に出て、大洲町で行倒れた。そして再び、

阿片中毒で巡礼行倒る 十三日午後八時ごろ新居郡西條町東町道路一人の遍路姿の行倒れあり、取調べたところ京都市中京区河原町大隅市之助（四十三）と判明した。同

人は阿片中毒で本年四月四国巡礼に出発し遍路中のもので同町役場で保護を加へてゐる

(『大阪朝日新聞』愛媛版、1930年6月17日、第9面)

とあるように、東予地方の西条町で保護された。昨年の遍路の後、一度は帰宅したのであろう。再び娘を伴って持病快癒を祈願して遍路に「出発」したにちがいない。この西条町内での保護は同日の『愛媛新報』にも報じられている(同紙では「亜鉛中毒」とある。ペンキ職人という職業から亜鉛中毒〔鉛毒〕に罹患したものと思われる)。

ほかにも保護を受け続けて遍路をした例が見られる。1930年12月「腫物に悩む順礼の嘆き 松山署へ泣きつく」(『海南新聞』1930年12月6日夕刊、第2面)として、宮崎県の川添敬之助という男性が大腿部の腫れ物に悩み、手術費用もなく警察に保護を願い出ている。その後、同人は翌1931年6月に再びその保護が報じられている。それは、「美しい行為 瀕死の病巡礼を親切に療治 わざわざ山小屋まで運び 村山宇^{ママ}〔卯〕之町病院長の佳話」(『海南新聞』1931年6月17日、第4面)という美談としてとりあげられた。これによれば同人(35歳)は八幡浜から四国に入り、43番札所の明石寺を振り出しに四国を巡拝。梅毒第三期の状態にあり、歩行困難、同町の山小屋で療養。「結核性の股〔関〕節も併発して相当の重患」であったという。

いまひとつの例としては、1935年5月11日、徳島県の四国遍路小溝モン(66歳)が御^{みし}荘^{しょう}に保護され、同署の小遣から宿泊料の恵受を受けて、翌日出立している(『海南新聞』1935年5月13日、第2面)。そして彼女は一年後、再びモルヒネ中毒として宇和島市内須賀川埋立地に行倒れ、救助と手当を受けている(『南予時事新聞』1936年6月4日、第2面)。ここでは遍路との表記はないものの、恐らく前回同様に遍路としての旅だったと思われる。

これらはすべて、保護を受けて以降の足取りは途絶えている。遍路を終え、故郷で生涯を全うしたのであろうか。一方で不幸な結末を知らしめた例もある。

遍路には道中、はぐれることや、連絡が途絶え、保護願いが出されることも多かった。1929年、京都府の吉田キヨ(65歳)は孫のオシカと巡拝中の1月18日ころ、愛媛県東端の札所・三角寺で失跡した。オシカは2月7日に帰郷したが、キヨは戻らず、3月22日郷里から愛媛県保安課にキヨの保護願いが出される(『伊予新報』1929年3月23日、第2面)。しかし、結末は次のようなものだった。

女遍路の変死 京都人と判る 宇^う摩^ま郡新立村大字馬立字日浦五味谷河原中において 遍路姿の女が変死してゐる旨此程届出あり城戸巡查医師と共に現場へ出張取調べたところ京都府竹野郡吉野村吉田キヨ(六五)で四国巡拝中三角寺より奥の院へ通ずる山越えをせんと山道を誤つて谷を下り足許が這つて谷底の河に墜落変死を遂げたこと判明型の通り検視をして屍体は同村役場へ引渡した

〔伊予新報〕1929年8月27日，第3面〕

現場は孫とはぐれた三角寺とそう遠く離れていないことから、失跡後日をおかずして事故にあった不慮死と見られる²⁷⁾。

新聞報道を史料とする限り、病遍路が再三にわたって保護された事例は少ない。これは同一人物の病遍路が、幾度となく行き倒れ保護されることはなかったということでは決してないだろう。新聞紙面への露出として遍路の半ばに行旅死となる者が多い一方、実際に死に至らぬ事例はそれをはるかに超える数があったはずである。遍路の行旅死が四国の人々にとって日常のこととして意識される中、遍路の行倒れ保護はそれ以上によくある普段からの出来事であったに違いない。遍路に孝養を尽す「接待」という風習があり、それが文化として定着していた四国ならばなおのことである。それでも遍路の行旅「死」は新聞にとって記事になるニュースであったが、むしろ行倒れ「保護」はとり立てて報じる程のことでもない日常茶飯事として意識されただろう。ゆえに行倒れ保護の記事は、本来あったであろう出来事が史料としては残りにくく希少であるという、その断片性を窺わせるものと考えられる。そう見るならば、病遍路の倒死記事は史料にあらわれない幾度もの保護を繰り返した末の姿であり、保護を得ることのなかった最期でもあり、またあるいは倒死記事の記述でも決して少なくはない保護され看病を受けた末の最期でもあった。

おわりに

本稿は新聞媒体に掲載の記事・行旅死亡人公告にあらわれた、遍路死者の山を歴史に浮かび上がらせることを試みた。新聞紙面に見る四国遍路は死屍累々たる惨状である。その一人ひとりの死の累積を通じて、四国遍路に多数の病者がいたこと、そして従来の伝承に言われてきた通りにハンセン病患者が多く存在したことなどを統計の上からも明らかにした。また、遍路死者数の推移は社会の四国遍路に対する向き合い方に大きく関わることを、1886年『土陽新聞』掲載の論説「遍路拒斥すべし乞丐逐攘すべし」に前後する遍路排斥の動向から推測した。遍路死の記事・公告は、病み疲れ、遍路する歩みを途中で終えなければならなかった「最期」としての記録である。その遍路死は厳しい道行きの中で幾度か倒れ、そして再び歩き続けた結末であったことを証明する可能性を求めて、いくつかの複数にわたる同一人物の保護事例を見てみた。本稿は愛媛県のみを対象としたものだが、さらに四国4県を視野に入れることで、県域を越えてより明らかな病遍路の実態がつながりをもってとらえられると考えている。

本稿が描いた四国遍路の中で空白として浮かび上がるのは、遍路死急増期の第二、第三の山の分析であろう。その説明についても今後の課題としたい。そして本稿であらわれた「癩遍路」をめぐる問題がある。明治後期(1900年代)にはじまる癩取締り政策は、四国に

おいては、四国遍路取り締まりと大きく重なるものであった。それについて、また「癩遍路」がたどった道行き、その具体的な生について、わたくしは別稿を準備している。本稿は単なる資料の抽出と事例の例示と傍証に止まるものであるが、ハンセン病歴史学および四国遍路研究の進展のための材料となることを願ってやまない。

【注】

* 引用文中の旧漢字は原則として新漢字に改めた。ルビはすべて引用者による。□は判読不明文字を示す。誤りや脱落と思われる文字・語句は〔 〕で補い、年齢を示す括弧は（ ）で統一した。

* 丸括弧内にさらに丸括弧が入る場合、後者は〔 〕に替えた。

- (1) 従来の著作で四国遍路とハンセン病の関わりが記述される場合、その多くは、具体例として次の文献を典拠とするのが通例である。

・宮本常一『忘れられた日本人』（未来社，1960年2月初刊），岩波文庫，1984年5月，159-63頁。

・高群逸枝『娘巡礼記』朝日選書128，朝日新聞社，1979年1月，173頁。

より深くこの関係に着目したルポルタージュとして、石井政之「四国八十八ヵ所とハンセン病」（『月刊いのちジャーナル』1998年3月，6-15頁）がある。そのほか、民俗学の視点から言及したものに、今野大輔「癩病」を取り巻く視線 ― ハンセン病の民俗学的研究の可能性（『常民文化』第29号，2006年3月，129-56頁）がある。

- (2) ハンセン病にかかる四国遍路に出るとするのは全国的に行われたことであり、「奥羽地方でも「四国へ遍路に出た」というと、村人たちは「ああやっぱり、あの人は癩病であったか」と言われたそうである」（前田卓『巡礼の社会学』研究双書第26冊，関西大学経済政治研究所／ミネルヴァ書房，1971年2月，259頁）。

- (3) 愛媛県の四国遍路については、2000年から2002年にかけて愛媛県の「遍路文化の学術整理」事業が行われ、次の報告書にまとめられた。

・『四国遍路のあゆみ（平成12年度遍路文化の学術整理報告書）』愛媛県生涯学習センター，2001年3月。

・『伊予の遍路道（平成13年度遍路文化の学術整理報告書）』愛媛県生涯学習センター，2002年3月。

・『遍路のこころ（平成14年度遍路文化の学術整理報告書）』愛媛県生涯学習センター，2003年3月。

本稿の愛媛県の四国遍路についての理解は、注記にない限りこれらの研究による。また、愛媛県におけるハンセン病の歴史については、現在次の文献の言及に止まる。

・愛媛県医師会史編纂委員会編『愛媛県医師会史』総合版，愛媛県医師会，1969年7月，100-06頁，「二 慢性伝染病予防 2 らい病とその対策」。

・愛媛県史編さん委員会編『愛媛県史』社会経済6（社会），愛媛県，1987年3月，262-67頁，「三 らい病とその対策」。

- (4) 「癩」という言葉が差別意識を内包する表現であることは広く言われる。本稿では研究対象とする「ハンセン病患者である四国遍路」「四国遍路をするハンセン病患者」を「癩遍路」と表記する。当時においてもそれを特定する表現はほとんど見られないが、「癩」という病であること、「遍路」は一部で「乞食遍路」「辺土」「辺土乞食」「ヘンド」など、蔑みの視点で呼称されたことから、彼らは二重の意味で差別された存在との意味をこめて、本稿ではあえて「癩遍路」と表現したい。このことはハンセン病患者、四国遍路への蔑視を肯定するものではない。
- (5) 同様の研究として、前田卓^{たかし}（1928年生）は、札所の過去帖から主に江戸時代を中心に遍路死1,345件を抽出し、詳しく分析している（前田卓前掲『巡礼の社会学』103頁）。ハンセン病患者の行旅死については朝鮮半島のものであるが、滝尾英二「浮浪し、行き倒れた朝鮮のハンセン病患者たち（日本・朝鮮近代ハンセン病史・考⑦）」（『未来』第389号、1999年2月、34-39頁）がある。滝尾は新聞および『朝鮮総督府官報』を資料としている。また行旅死亡人に着目した近年の研究として、竹永三男（1951年生）の研究がある（竹永三男「近現代の「行き倒れ」〔行旅病人・行旅死亡人〕の実態とその救護・取扱からみた日本社会の特質」『部落問題研究』第201号、第49回部落問題研究者全国集会、歴史Ⅱ分科会「行き倒れ」と近現代の日本社会、2012年6月、96-139頁）。竹永は其中で、「〔四国遍路〕の存在から、行旅病人が多いと思われる四国諸県は、顕著に多いわけではない」ことを指摘している（竹永前掲論文、118頁）。
- (6) ハンセン病患者が本名を名乗るのをはばかる境遇にあったことは、現在すでに回復した元患者であるにも拘わらずそれが続いている事実からも推察できる。「癩遍路」についても、三宅一志『差別者のボクに捧げる！——ライ患者たちの苦闘の記録』（ルポルタージュ叢書9、晩聲社、1978年11月）で、遍路を経験したハンセン病患者への聞き取りの中で彼らが偽名を名乗るよう教えられたこと、また患者自身そうしたことが述べられている（同書、253-57頁）。一方でわたくしは、すべてが偽名ではなく、照会先が回答を拒否した場合もあったのではないかと疑っている。前近代の遍路は「捨て往来」という、遍路の途上で亡くなった場合、連絡は不要、当地で葬ってほしい旨を記した文書を携帯していたが、近代にもその意図は続いていたのではないだろうか。ことに「癩遍路」については、
- (7) 本表作成にあたり、遍路死の事例を採集した新聞媒体は下記の通りである。なお、出典注においては、夕刊のみその旨を注記し、朝刊（朝刊・夕刊の区別がない場合も含む）についてはとくに断わらない。
- ・『海南新聞』1876-1941年（うち1876年-77年4月までは『本県御用 愛媛新聞』）。
 - ・『愛媛新報』1888-1940年（うち1888-89年2月までは『予讃新報』）。
 - ・『伊予新報』1928-41年。
 - ・『南予時事新聞』1925-41年。
 - ・『大阪朝日新聞』地方版（四国版1916-26年、香川愛媛版1927-29年、愛媛版1930-45年）。
 - ・『愛媛新聞』1942-45年（『海南新聞』『伊予新報』『南予時事新聞』の三紙合同による後継紙。うち1942-44年は『愛媛合同新聞』）。
 - ・『伊予日日新聞』1907-10年、12年-16年、18・19・22・23・25・29・30年。
- 以上は国立国会図書館蔵マイクロ資料を利用。
- ・『宇和島新聞』1893-95年。

- ・『大洲日報』1918-29年。
- ・『喜多日之出新聞』1929-31年。
- ・『南予時事新聞』大洲版 1935-36年。
- ・『大阪毎日新聞』愛媛版 1930-36年および1937-40年。

以上は愛媛県立図書館蔵マイクロ資料および新聞原紙を利用。いずれも欠号を含む。

- (8) 遍路死者数と実際の遍路者数の乖離の可能性について、前田卓は新城常三（1911-96）の提示する一村落の遍路者推移と同国の遍路死者数の推移との明らかな相違を示し、「過去帖に出てくる数字と、実際に遍路に出た人々との割合を比較すること自体に無理があり、またどれだけの相関関係があるかは、はなはだ疑問である」としている（前田卓前掲『巡礼の社会学』170頁）。資料に忠実で、自らの立論の反駁ともなる材料を提示するその姿勢に敬意を覚える。
- (9) 前田卓前掲『巡礼の社会学』126頁。
- (10) 相原熊太郎『四国遍路の話』四国霊場会、1928年2月、2頁。
- (11) 橋本徹馬『四国遍路記』紫雲荘出版部、1956年12月、209頁。
- (12) 星野英紀「近代の四国遍路1 —— 遍路宿々帳記録の分析」『大正大學研究紀要』佛教學部・文學部、第61輯、大正大學創立50年記念論文集、1975年11月、287-304頁。
- (13) 早坂暁「日本の“心調”」『太陽』第38巻8号、特集：四国八十八ヶ所遍路の旅、2000年8月、74-75頁。
- (14) 「肺病」は「肺結核」として取扱った。「胃病」「胃癌」も「胃腸病」と総称した。
- (15) 保護された遍路を含む、その他すべての遍路の新聞記事への露出は997名あった。そのうちハンセン病患者は100名にのぼる。
- (16) この明治初期、各県による遍路取締りについては浅川泰宏（1973年生）が整理している（浅川泰宏『巡礼の文化人類学的研究 —— 四国遍路の接待文化』古今書院、2008年2月、279-86頁）。愛媛県の乞食、浮浪、遍路取締りについては、愛媛県警察史編さん委員会編『愛媛県警察史』第1巻（愛媛県警察本部、1973年3月）、461-62頁や、愛媛県史編さん委員会編『愛媛県史』社会経済5（社会）、（愛媛県、1988年3月）、146-47頁に記述がある。
- (17) 愛媛県史編さん委員会編『愛媛県史』近代 上巻、愛媛県、1986年3月、293頁。
- (18) さきの前田卓の研究では、明治一桁年代には相当数の遍路が見られる（前田卓前掲『巡礼の社会学』125頁）。喜代吉栄徳（1947年生）の研究による札俵をもとにした統計では、明治維新直後の落ち込みはそれほどでもなく回復。1874年頃から停滞していたとしている（『四国辺路研究』第21号、2003年8月、45頁）。
- (19) 「乞巧」は「乞食」の意味。早くは広江清『近世土佐遍路資料』（土佐民俗叢書3、土佐民俗学会、1966年10月）で紹介され、植木枝盛（1857-92）の手によると考えられるこの論説を、山本和歌子『四国遍路の民衆史』（歴研ブックス、新人物往来社、1995年12月）や頼富本宏・白木利幸『四国遍路の研究』（日文研叢書23、国際日本文化研究センター、2001年3月）などが典拠に用いているが、その掲載年の過誤を浅川が正している（浅川泰宏前掲『巡礼の文化人類学的研究』、322-23頁）。
- (20) 内田九州男ほか編『愛媛県の歴史』山川出版社、2003年8月、巻末年表。なお、コレラに始まる近代日本の衛生行政の展開については、鹿野政直編著『コレラ騒動 —— 病者と医療』（週刊朝

日百科, 日本の歴史 97, 近世から近代へ9, 朝日新聞社, 1988年2月)が詳しい。しかし, 管見のところ, 愛媛県ではすべての時代を通じ, 遍路でのコレラ患者についての報道はまったく見られない。

- (21) 仕七川村史編集委員会編『仕七川村誌』仕七川村資産処理委員会, 1964年9月, 255頁。
- (22) 大澤宏堂『内海村史』上巻, 南宇和郡内海村役場, 1953年6月, 105-06頁。
- (23) 真野俊和『旅のなかの宗教——巡礼の民族誌』日本放送出版協会, 1980年3月, 221頁。
- (24) 大澤宏堂前掲『内海村史』上巻, 106頁。
- (25) 愛媛の民権運動への高知の民権運動の影響については, 前掲『愛媛県史』近代 上巻, 358頁や, 愛媛県史編さん委員会編『愛媛県史』県政 (愛媛県, 1988年1月), 148頁を参照。
- (26) 19世紀以前の, 「癩」=ハンセン病をめぐる意識については, 藤野豊編著『歴史のなかの癩者』(ゆみ出版, 1996年4月)所収の論文(小林茂文「第一章 古代・中世の「癩者」と宗教——差別と救済」11-79頁, 鈴木則子「第二章 近世癩病観の形成と展開」81-140頁), および松尾剛次「病の思想史」(岩波講座『日本の思想』五 身と心, 岩波書店, 2013年9月, 203-32頁)に詳しい。
- (27) この近辺の難路は前掲『伊予の遍路道』176頁にも, その崩落などが記されている。

表 1 新聞媒体に見る遍路死および癩遍路死

| 西暦 | 海南新聞 | | 愛媛新報 | | 伊予新報 | | 南予時事新聞 | | 伊予日日新聞 | | 愛媛合同新聞 | | 大阪朝日新聞 | | 大阪毎日新聞 | | 記事・公告延べ人数 | 遍路死者 | うち自死 | うち癩遍路死 |
|------|------|----|------|---|------|---|--------|---|--------|---|--------|---|--------|---|--------|--|-----------|------|------|--------|
| | 記 | 公 | 記 | 公 | 記 | 公 | 記 | 公 | 記 | 公 | 記 | 公 | 記 | 公 | | | | | | |
| 1876 | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | | |
| 1877 | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | | |
| 1878 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | 1 | 1 | | |
| 1879 | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | | |
| 1880 | 3 | | | | | | | | | | | | | | | | 3 | 3 | | 2 |
| 1881 | 2 | | | | | | | | | | | | | | | | 2 | 2 | | 2 |
| 1882 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | 1 | 1 | | |
| 1883 | | 5 | | | | | | | | | | | | | | | 5 | 5 | | |
| 1884 | | 13 | | | | | | | | | | | | | | | 13 | 13 | | 2 |
| 1885 | 3 | 22 | | | | | | | | | | | | | | | 25 | 24 | | |
| 1886 | 2 | 19 | | | | | | | | | | | | | | | 21 | 21 | | |
| 1887 | 1 | 5 | | | | | | | | | | | | | | | 6 | 6 | | |
| 1888 | 1 | 13 | | | | | | | | | | | | | | | 14 | 14 | | |
| 1889 | 3 | 10 | | | | | | | | | | | | | | | 13 | 13 | 1 | 2 |
| 1890 | | 11 | | | | | | | | | | | | | | | 11 | 10 | 2 | |
| 1891 | | 9 | | | | | | | | | | | | | | | 9 | 9 | 1 | |
| 1892 | | 13 | | | | | | | | | | | | | | | 13 | 13 | | |
| 1893 | | 6 | | | | | | | | | | | | | | | 6 | 6 | | 1 |
| 1894 | | 2 | | | | | | | | | | | | | | | 2 | 2 | | |
| 1895 | | 3 | | | | | | | | | | | | | | | 3 | 3 | | |
| 1896 | | 9 | | | | | | | | | | | | | | | 9 | 9 | | |
| 1897 | 1 | 2 | | | | | | | | | | | | | | | 3 | 3 | 1 | 1 |
| 1898 | | 2 | 2 | 1 | | | | | | | | | | | | | 5 | 5 | | 2 |
| 1899 | | 4 | 1 | 2 | | | | | | | | | | | | | 7 | 6 | | 1 |
| 1900 | | | 4 | 2 | | | | | | | | | | | | | 6 | 6 | | 4 |
| 1901 | 1 | 5 | | 3 | | | | | | | | | | | | | 9 | 8 | | 1 |
| 1902 | 3 | 1 | 4 | 2 | | | | | | | | | | | | | 10 | 9 | 1 | 4 |
| 1903 | 17 | 1 | 16 | 4 | | | | | | | | | | | | | 38 | 32 | 9 | 9 |
| 1904 | 12 | 6 | 6 | 2 | | | | | | | | | | | | | 26 | 19 | 2 | 3 |
| 1905 | 14 | 6 | 11 | | | | | | | | | | | | | | 31 | 27 | 3 | 10 |
| 1906 | 14 | 2 | 15 | | | | | | | | | | | | | | 31 | 23 | 3 | 3 |
| 1907 | 10 | 3 | 15 | 1 | | | | | | | | | | | | | 29 | 18 | 1 | 5 |
| 1908 | 12 | 1 | 15 | 2 | | | | | | | | | | | | | 30 | 21 | 6 | 10 |
| 1909 | 9 | 5 | 19 | 1 | | | | | | | | | | | | | 34 | 24 | 6 | 6 |
| 1910 | 4 | 2 | 6 | | | | | | | | | | | | | | 12 | 7 | 2 | 3 |
| 1911 | 3 | 2 | 6 | | | | | | | | | | | | | | 11 | 8 | | |
| 1912 | 4 | 1 | 13 | 1 | | | | | | | | | | | | | 19 | 16 | 2 | 1 |
| 1913 | 4 | 2 | 8 | | | | | | | | | | | | | | 14 | 12 | 3 | 2 |
| 1914 | 5 | 2 | 8 | 2 | | | | | | | | | | | | | 17 | 13 | 1 | 1 |
| 1915 | 8 | 2 | 9 | 3 | | | | | | | | | | | | | 22 | 19 | 2 | 3 |

表2 遍路死者 病名別一覧

| 病名 | 人数 |
|----------|----|
| ハンセン病(癩) | 87 |
| 肺結核 | 25 |
| 梅毒 | 22 |
| 胃腸病 | 17 |
| 心臓病 | 10 |
| 盲目 | 9 |
| 精神病 | 8 |
| 癩癧 | 8 |
| 脚気 | 7 |
| 中風 | 5 |
| 脳病 | 4 |
| 呼吸器病 | 4 |
| 腎臓病 | 2 |
| 痔疾 | 2 |
| 胸の病 | 2 |
| その他 | 6 |
| 病気 | 21 |
| 持病 | 11 |
| 病身 | 3 |

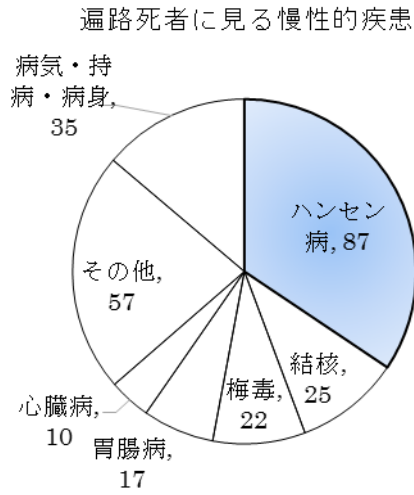


図1 遍路死

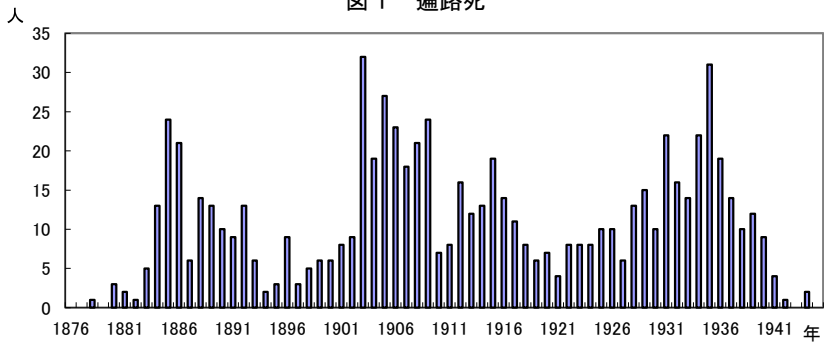


図2 癩遍路死

